

事務事業評価シート(総括表)

事務事業	09	訪問指導の充実				
章	1	健康でおもいやりのあるまち				
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり				
施策	02	在宅福祉、在宅医療の推進				
事業内容						
目的	心身の状況や療養の状態によって保健指導が必要と認められる方の心身機能の低下の防止、健康の保持・増進を図ります。					
対象・手段	次のいずれかに該当し、療養上、保健指導が必要と認められる区民及びその家族等に対し、保健師、理学療法士、栄養士、歯科衛生士が各家庭への訪問指導を実施します。 虚弱高齢者 要介護高齢者の介護者 認知症予防の必要な高齢者 寝たきり・準寝たきり者等					
成果(事業が意図する成果)						
要介護状態になることや重症化を予防することで、対象者の生活の質を確保することができます。また、介護に携わる家族の方を支援し、介護者の健康の保持・増進も図ります。保健師に加え、専門的な技術職が在宅で療養している区民の方に対し、日常の生活の場(自宅)に直接訪問することで、家庭生活における食生活から自立支援、介護予防、介護者支援等、多方面の質の高いサービスを効果的に提供することができます。						
事業成果指標						
指標名		定義			目標水準	
理学療法士の訪問回数の増加		理学療法士の訪問回数			(平成19年度) 153回 の水準達成	
栄養士の訪問回数の増加		栄養士の訪問回数			(平成19年度) 48回 の水準達成	
歯科衛生士の訪問回数の増加		歯科衛生士訪問回数			(平成19年度) 12回 の水準達成	
成果の達成状況						
	単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業 成果 指標	目標値 1	回	153.00	153.00	153.00	153.00
	実績 1	回	139.00	128.00	79.00	92.00
	= /	%	90.85	83.66	51.63	60.13
	目標値 2	回	48.00	48.00	48.00	48.00
	実績 2	回	26.00	24.00	20.00	19.00
	= /	%	54.17	50.00	41.67	39.58
	目標値 3	回	12.00	12.00	12.00	12.00
	実績 3	回	1.00	5.00	2.00	2.00
	= /	%	8.33	41.67	16.67	16.67
事業の実施内容						
平成18年度	保健師訪問指導 延べ回数250回(延べ人数399人) 理学療法士同行 延べ回数79回(延べ人数128人) 訪問栄養指導 延べ回数20回(延べ人数23人) 訪問口腔衛生指導 延べ回数2回(延べ人数3人)					
平成19年度	保健師訪問指導 延べ回数236回(延べ人数259人) 理学療法士同行 延べ回数92回(延べ人数161人) 訪問栄養指導 延べ回数19回(延べ人数19人) 訪問口腔衛生指導 延べ回数2回(延べ人数2人)					

部名称		健康部		課名称		西新宿保健センター	
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
トータルコスト	事業費	千円	2,350	2,279	1,350	1,496	
	人件費	千円	0	3,835	3,809	3,800	
	事務費	千円	63	22	132	157	
	減価償却費等	千円	0	0	0	0	
	総計 = + + +	千円	2,413	6,136	5,291	5,453	
	受益者負担	千円	0	0	0	0	
	純計 = -	千円	2,413	6,136	5,291	5,453	
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源 = -	千円	136	4,479	4,939	5,043	
	特定財源		2,277	1,657	352	410	
	一般財源投入率 /	%	5.64	73.00	93.35	92.48	
職員	常勤職員	人	0.00	0.46	0.46	0.46	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
<p>介護保険の導入により、保健師の訪問指導対象者が減少しています。一方、平成18年度からの医療におけるリハビリテーションの算定日数が制限されたことで、退院後の地域リハビリテーションを必要とするニーズは大きくなっています。今後は、要介護状態の進行を予防するためにも、訪問指導を必要とする方への幅広い周知と関係機関との連携を強化する必要があります。また、関係機関も含め、訪問介護に携わる専門職の技術向上への援助も課題です。</p>							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	訪問指導を導入することによって、対象となる方が生活の質を高めるための生活改善に意欲的に取り組むようになり、利用者の7割の人が予防的・サービス移行支援を目的に活用されています。				
	実施の成果	3	対象者及び介護者の方の生活や状態に合った適切な個別指導ができ、利用者の9割以上がADLの向上又は維持されており、自立支援・介護予防に効果があがっています。(ADL: 食事・更衣・移動・排泄・入浴など生活を営むうえで不可欠な行動)				
	効率性	2	老人保健法の改正の影響で、訪問延数の減少がみられましたが、訪問栄養、訪問歯科については、平成18年より臨時職員の雇上げをやめ、常勤職員が対応することにより経費の節減が図られています。				
	行政の関与	3	老人保健法に定められた事業であり、区の関与は妥当です。また、40歳以下の若年者や65歳以上の介護保険、医療保険では担えない療養者に対しても、要介護状態になることや重症化を予防し、生活の質を確保する上で本事業は必要です。				
	妥当性	2	虚弱高齢者に対する支援や在宅療養者の要介護状態の進行・閉じこもり・認知症予防のための指導として、自宅への訪問指導は有効な手段です。また、自立支援・介護予防に効果があがっており後期基本計画の指標「健康寿命の延伸」から見ても妥当です。				
	施策寄与度	3	平成18年度に老人保健法の改正が影響し総数の減少が見られましたが、平成19年度には理学療法士の訪問回数が回復しました。内容的にも3年間を総合して自立支援、介護予防等で効果的な指導ができており、「在宅福祉、在宅医療の推進」に寄与しています。				
総合評価	<p>高齢者や在宅療養者等に対して、生活や状態に合った適切な個別指導がADLの向上や維持に繋がり、自立支援、介護予防、介護者支援等に効果が上がっており、平成19年度は「B」と評価します。</p> <p>また、3年間の実績では、平成18年度の老人保健法改正が影響し総数の減少が見られましたが、幅広い周知と関係機関との連携を強化することで、平成19年度には理学療法士の訪問回数が回復しました。これらのことから概ね計画通り成果があげられたので「B」と評価します。</p> <p>(ADL: 食事・更衣・移動・排泄・入浴など生活を営むうえで不可欠な行動)</p>						B
							過年度評価
						18年度 B	
						17年度 C	
						16年度 A	
						15年度	
改革方針							方向性
	<p>本事業は、平成20年度から老人保健法から健康増進法に引き継がれました。また、一定の成果が上げられたので、今後は経常事業の「訪問指導」として引き続き取り組みます。</p> <p>さらに幅広い年齢層の区民ニーズに応えるべく、効率的な事業運営を目的に訪問指導を必要とする方への事業の幅広い周知をおこなうとともに、地域包括支援センターなどの関係機関との連携強化を図っていきます。また、訪問介護等に携わる専門的技術職の技術向上のための研修を行います。さらに、退院後のリハビリテーションがスムーズに導入されるための具体的な方法や仕組みを検討します。</p>						1
						現状のまま継続	